

平成28年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成28年9月30日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第61号 平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第62号 平成27年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第63号 平成27年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第5 議案第64号 平成27年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第6 議案第69号 平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第70号 平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第71号 平成28年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 閉会中の継続調査申出書について（産業建設委員会）
- 日程第10 議案第53号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第54号 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第58号 平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第59号 平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第60号 平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第66号 平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第67号 平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第68号 平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第55号 瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第56号 瑞穂市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第57号 平成27年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第65号 平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第22 発議第5号 チーム学校推進法の早期制定を求める意見書
- 日程第23 発議第7号 臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書
- 日程第24 閉会中の継続調査申出書について（議会運営委員会）
- 日程第25 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	松 野 貴 志	2 番	今 木 啓一郎
3 番	北 倉 利 治	4 番	鳥 居 佳 史
5 番	小 川 理	6 番	杉 原 克 巳
7 番	若 園 正 博	8 番	森 治 久
9 番	庄 田 昭 人	10番	若 井 千 尋
11番	清 水 治	12番	広 瀬 武 雄
13番	堀 武	14番	広 瀬 時 男
15番	若 園 五 朗	16番	くまがいさちこ
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	棚 橋 敏 明	副 市 長	早 瀬 俊 一
教 育 長	加 納 博 明	政 策 企 画 監	藤 井 忠 直
企 画 部 長	広 瀬 充 利	総 務 部 長	梶 浦 要
市 民 部 長	伊 藤 弘 美	福 祉 部 長	森 和 之
都市整備部長	鹿 野 政 和	環 境 水 道 部 長	広 瀬 進 一
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	松 野 英 泰	会 計 管 理 者	宇 野 清 隆
教 育 次 長	高 田 敏 朗	監 査 委 員 長 事 務 局 長	西 村 陽 子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広 瀬 照 泰	書 記	日比野 丸利子
書 記	宇 野 伸 二		

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） どなたも改めましておはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

5 件報告します。

まず 1 件目は、9 月 12 日に提出された発議第 6 号議会活性化推進特別委員会設置決議について、お手元に配付しましたとおり、提出者の鳥居佳史君から、事件の撤回申し出が 9 月 27 日に提出され、受理したので、これを許可いたします。

残りの 4 件については、議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、残り 4 件を報告いたします。

2 件目は、お手元に配付してありますとおり、9 月 23 日、小川理君から、発議第 7 号臨時国会で T P P 協定を批准しないことを求める意見書を受理しました。

3 件目は、お手元に配付してありますとおり、9 月 16 日、産業建設委員長から、穂積駅周辺の路上喫煙防止策について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

4 件目は、お手元に配付してありますとおり、9 月 28 日、議会運営委員長から、平成 28 年度意見交換会について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

5 件目は、地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第 3 項の規定により、監査委員から受けております。検査は、平成 28 年 8 月分が実施されました。いずれも現金、預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。その他の項目については、お手元に配付のとおりです。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） それでは、例月出納検査の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

なお、2 件目から 4 件目については、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第 61 号から日程第 8 議案第 71 号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第 2、議案第 61 号平成 27 年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決

算の認定についてから、日程第8、議案第71号平成28年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 広瀬時男君。

○産業建設委員長（広瀬時男君） それでは、産業建設委員会の委員長報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました7議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、9月16日午前9時30分から、菓南庁舎3の2会議室で開会しました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、政策企画監、所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第61号平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

執行部から、決算事業報告書に基づき補足説明があった後、質疑に入り、委員から、下水道使用料についての見直しは検討しているのかという質疑に対し、瑞穂処理区が供用されるときには上下水道事業審議会に諮って見直しをすることになるという答弁がありました。

また、見直しの時期は計画されているのかとの質疑に対し、瑞穂処理区が事業認可されてから2年くらいかけて改正の検討を行いたいとの答弁がありました。

また、現在使用料の倍の額を一般会計から繰り入れているが、受益者の公平性の面から、使用料の見直しが必要であり、大きな課題ではないかとの質疑に対し、下水道事業の仕組みとしては、国庫補助が2分の1、残りが起債で、その一部に交付税措置がある。現状は義務費を使用料で賄っている状態である。平等・公平という観点から、都市化という面も考えながら、使用料の見直しについては全体的に考えていきたいとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第62号平成27年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

執行部から、決算事業報告書に基づき補足説明があった後、質疑に入り、委員から、委託料や工事請負費の算出方法や業者を決定した経緯はとの質疑に対し、県統一設計積算システムにより設計し、予定価格を定め、入札を行っているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第63号平成27年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について審査しました。

執行部から、会計決算書に基づき補足説明があった後、質疑に入り、委員から、2年間にわたり過年度損益修正が発生した原因はとの質疑に対し、企業会計基準の変更により、当水道事業会計が平成26年より新会計基準を適用させたので、それまでの補助金等で取得した資産の減価償却など固定資産上の経理の変更により、見直しに錯誤があったことが原因であるとの答弁がありました。

建設改良費の不用額について、費用予測と積立金は今後も経常的に発生するののかとの質疑に対し、積立金は前年度の純利益を積み立てるものであり、建設改良費の不用額は工事の契約差金であるとの答弁がありました。

また、長期前受け金の内容はとの質疑に対し、固定資産の取得に対する補助金及び負担金等の累計額であるとの答弁があり、また29億9,000万円もの資本金が必要な意味と、さらに1,000万円を一般会計から繰り入れて積み立てる意味はとの質疑に対し、主なものは、過去からの一般会計から出資金等として繰り入れた累計額である。また、出資金は水道事業の目的以外の消火栓等の公共部分へ配水する施設の費用負担を一般会計から繰り入れるものであるとの答弁がありました。

また、純利益が多くあるので、使用料の改定を検討してはとの質疑に対し、使用料は経営戦略の策定や水道施設の維持管理計画に基づいて分析等を行い、上下水道事業の審議会に諮って見直しを検討していきたいとの答弁がありました。

また、石綿管はどこにあるのかとの質疑に対し、台帳上529メートル、15カ所と把握しており、J R東海道本線下や県道などであるとの答弁がありました。

また、未収金が増加しているのはなぜかとの質疑に対し、給水収益が昨年度より増加しているためであるとの答弁がありました。

また、土地や構築物がふえているが内容はとの質疑に対し、土地については別府水源地の用地取得分で、構築物については水道管等であるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第64号平成27年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について、議案第69号平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第70号平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、最後に、議案第71号平成28年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）を審査しました。

これらについては報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

なお、付託された議案の審査終了後、委員より、穂積駅周辺の路上喫煙防止策について継続調査としてほしいとの申し出があり、委員会に諮ったところ、継続調査とすることに決定しました。以上。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第61号平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算

の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第62号平成27年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第63号平成27年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第63号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第64号平成27年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の

方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第69号平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第70号平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第71号平成28年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 閉会中の継続調査申出書について（産業建設委員会）

○議長（藤橋礼治君） 日程第9、閉会中の継続調査申出書について（産業建設委員会）を議題とします。

産業建設委員長から、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、穂積駅周辺の路上喫煙防止策について、閉会中の継続調査申出書を提出されました。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第10 議案第53号から日程第17 議案第68号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第10、議案第53号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第17、議案第68号平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 くまがいさちこ君。

○文教厚生委員長（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

文教厚生委員長報告をいたします。

ただいま一括議題となりました8議案につきまして、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について御報告いたします。

文教厚生委員会は、9月20日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。

6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、所管の部長、次長及び課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第53号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを審査いたしました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、今回の改正は、額そのものの上限は今までと変わらないのか。上乘せされているのかとの質疑に対し、条例で引用する児童扶養手当法施行令の条項数が変わっただけで、内容は変わらないとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第54号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを審査いたしました。

執行部から、補足説明を受けた後、質疑に入りましたが、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第58号平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

執行部から、決算事業報告書に基づき補足説明があった後、質疑に入り、委員から、市民が自分の健康管理をしやすいよう意識を変えていく方策は何かあるのかとの質疑に対して、健康維持については、いろいろな形で市民に啓発することが必要である。将来的には、地域全体を包括した健康維持管理の体制づくりの政策が必要であるとの答弁がありました。

また、介護ボランティア制度を導入すれば、医療費削減になるのではとの質疑に対して、子供からお年寄りまでの医療について、市の健康づくりシステムの充実を図ることが必要であるとの答弁がありました。

また、委員から、平成27年度に約3億9,000万円という多額の繰越金となった理由はとの質疑に対し、国民健康保険は年度をまたいでの精算もあるので、いろいろな補助金、交付金、負担金をもらう関係上、ある程度の繰越金は発生するとの答弁がありました。

また、この金額は異常である。基金のあり方についても疑問がある。保険税を引き下げて市民に一旦返すべきではないのかとの質疑に対し、保険税は瑞穂市国民健康保険運営協議会の諮問を経て決定している。委員と同じ意見も出たが、平成30年度から都道府県化が始まるため、そのときに急激に保険税が上がらないように、状況を見ながら対応することになったとの答弁がありました。

さらに、市民の暮らし・命を守ることが大切である。生活困窮者等からの税の取り立てはやめてほしい。差し押さへの対応マニュアルの作成はとの質疑に対し、公平・平等な行政事務を行うため、当市では収納対策推進プロジェクトチームを設置している。詳細はまだ検討中であるが、生活弱者の保護を考えながらマニュアル等を作成することが今後の課題であるとの答弁がありました。

さらに、基金をふやしたいと言いながら、なぜ基金を約8,000万円取り崩しながら8,000万円積むことになったのかとの質疑に対し、5月末の出納閉鎖の段階では約3億9,000万円の繰越金明らかになったが、それまでは最終的に繰越金が幾らになるかはっきりしていなかった。年度末の歳入歳出が流動的なため、確実に基金を積む決断ができなかったとの答弁がありました。

その後、繰越金や基金が多過ぎる。保険税を引き下げてほしいという市民の期待に応えるべきなので反対であるとの反対討論の後、できるだけ基金を取り崩すのではなく、年度内のことは年度内にできるような方策を検討してもらえば賛成であるとの賛成討論がありました。

その後、採決の結果、賛成多数で認定されました。

次に、議案第59号平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

執行部から、決算事業報告書に基づき補足説明があった後、質疑に入り、委員から、平成26年度に保険料の見直しがあったが、値上げについてきちんと議論されたのかとの質疑に対し、県の広域連合議会で議論されているが、特に意見はなかったとの答弁がありました。

また、委員から、費用負担している現役世代の人数はとの質疑に対し、0歳から74歳で概算4万9,000人であるとの答弁がありました。さらに、後期高齢者医療制度は、もとのように国民健康保険に一本化のままのほうがよかったのではないかと質疑に対し、今のところは一本

化の話題は出ていない。見守るしかないが、国の政策が変わるような動きはないとの答弁がありました。

また、委員から、保険料の負担率を県で変えることはできるのかとの質疑に対し、保険料は県で2年ごとに見直しを行っているとの答弁がありました。

この後、保険料の件で十分審議が行われていないため、賛成できないとの反対討論の後、賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数で認定されました。

次に、議案第60号平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

執行部から、決算事業報告書に基づき補足説明があった後、質疑に入り、委員から、給食費を払えない児童・生徒はどれくらいかとの質疑に対し、平成26年度までの未納の延べ件数は363件であると答弁がありました。

また、未納の児童・生徒の家庭の状況や特徴はとの質疑に対して、当市においては瑞穂市就学援助事業の中で給食費を援助している。援助対象となるのは、生活保護世帯や市民税非課税の方である。把握している未納者はひとり親世帯が多く、パートの方や、市民税が非課税にならないぎりぎりの世帯の方や、外国人の方が多いとの答弁がありました。

また、学校給食は、義務教育の中での大切な食育である。今後、給食費のさらなる軽減について考えていないのかとの質疑に対し、今現在は就学援助事業があるため検討していないとの答弁がありました。

さらに委員から、生活の苦しい家庭に対しては、給食費を無料にすべきである。早急に進めるべき具体的な例を挙げてほしいとの質疑に対し、現状把握から進め、必要があれば検討していきたいとの答弁がありました。

最後に、委員から、子供から給食内容について、質が落ちた等の意見はないかとの質疑に対し、子供たちからそのような意見はないとの答弁がありました。

その後討論に入り、苦労している親の思いが伝わっていないし、就学援助事業制度について、もっと学校現場で広げていくべきであるという理由であるので反対であるという討論がありました。賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数で認定されました。

次に、議案第66号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について審査いたしました。

執行部から、補正予算書に基づき補足説明があった後、質疑に入り、委員から、基金積立金額が大き過ぎる。保険税の引き下げをしてはいかがなものかとの質疑に対して、基金積立金の当初予算約9,100万円に、今回約5,500万円を増額補正して、歳入の基金繰入金とほぼ同額にして、取り崩した約1億4,000万円を積み戻すという補正予算とした。平成27年度決算時には、基金残高は約4億7,000万円であった。平成28年7月末に、決算審査指導により3,000万円を積

み増したので、現在は5億円の基金残高となっている。今回の補正では、基金から繰り入れた額とほぼ同額を積み立てるという予算調整であって、基金をふやしてはいない。平成28年度としては、基金積立目標としている5億3,000万円までもう少し積み増ししておきたいとの答弁がありました。

また、市は平成27年度時点で、支援金は幾らになるかはっきりしないので、様子を見て対応すると回答した。支援金は低所得者の保険税に充てるべきであるとの質疑に対し、国からの保険者支援としての当市への配分額は約6,000万円である。平成30年度からの県単位化に向け、今年度中には納付金が幾らになるか把握できる予定である。平成29年度中には国民健康保険運営協議会に諮り、その後議会に諮ることになる。保険税の今後についてはどうするのか勘案する予定であるとの答弁がありました。さらに、基金は5億円あるとのことだが、この補正により幾らになるのかとの質疑に対し、基金から繰り入れた額とほぼ同額を積み立てるという予算調整であって、実質的には基金はふやしていないとの答弁がありました。

また、委員から、基金積み立てをしなければと言いながら、この補正の中では反映していないのはなぜかとの質疑に対し、補正予算書の金額は基金の限度額という考え方で、執行の段階で調整をした上で積み立てることも可能であるとの答弁がありました。

さらに、資産割のある方から、当市は保険税が高いという意見がある。市民の声を聞き検討すべきである。平成28年度改正時になぜ行わなかったのかとの質疑に対し、今は制度改正の過渡期である。来年試算するときに検討したいとの答弁がありました。

この後討論に入り、国からの支援分を基金に積み立てるような説明では納得できないので反対であるとの討論の後、賛成討論なく、採決の結果、賛成少数で否決されました。

次に、議案第67号平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について審査いたしました。

執行部から、補正予算書に基づき補足説明があった後、質疑はなく、決算認定と同じ理由で賛成できないとの反対討論の後、賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

最後に、議案第68号平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）については質疑はなく、保護者への給食費の負担が大きいのので反対であるとの討論の後、賛成討論なく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

以上で文教厚生委員会の委員長報告を終わります。平成28年9月30日、文教厚生委員会委員長 くまがいさちこ。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第53号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第54号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

私は、委員会の質疑の中では賛成をいたしましたけれども、その後の一般質問も2日間におたって行われておりますけれども、この中で、この家庭的保育事業を積極的に推進するということが繰り返し高田教育次長のほうから答弁がされております。私は、やっぱりこれについてしっかり今考えなきゃならんのではないかなと思いますので、私、今回のこの議案について反対ということで態度を表明させていただきたいというふうに思います。

次に、この理由でありますけれども、そもそもこの家庭的保育事業といいますのは、これまで、本来であれば保育士をきちっと配置しなきゃならないのに、この事業におきましては、それを規制緩和を行って、保育の資格を持たない人もいいよという規制緩和を行ったところであります。ですから、これは全国でもそうですけれども、子供の安心・安全をこれでは確保でき

ないのではないかと。保育所における事故がいろいろ起きておりますけれども、子供の命を守っていくためにも、こうした家庭的保育事業というものは、安心・安全の保育を担保できない、こういう声が大きく広がっているのは、私は当然のことだというふうに思います。

したがって、委員会の質疑のときには、幼児支援課長のほうからこういう答弁がありました。私、この家庭的保育事業では、果たして安心・安全というのが確保できるのかということをお尋ねしましたら、答弁は、それに対するお答えとして、今までどおり保育士を配置しておるのであれば、市はそれを面倒見ます、手当てを行いますということでありましたので、私はそうであるならば賛成してもいいのかというふうに思いました。ですから賛成の態度をとったんですけども、しかし、先ほども言いましたように、一般質問の中で繰り返し、これを積極的に推進をするということが答弁をなされております。私、それでは子供の安心・安全に帯する不安が一層増していくのではないかとというふうに思うわけですね。

ですから、私はこの点での反対の理由を今申し上げましたけれども、こうした家庭的保育事業を積極的に推進するということであれば、建築基準法で幾ら防火対策を強化しても、決して子供の安心・安全、命は守れないということを申し上げまして、反対討論とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立多数でございます。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第58号平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第59号平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

私は、反対の討論を行わせていただきたいと思います。

私は、委員会でも申し上げましたけれども、この制度が発足して以来、この後期高齢者医療制度といいますのは、高齢者を75歳で、それ以上の方を差別して、こうした方々で保険制度をつくるということでありまして、この間この見直しが行われましたけれども、保険料が値上げをされてきております。

私は、委員会で申し上げましたけれども、26年度にこの引き上げが行われましたけれども、県の広域連合議会におきまして、日本共産党の市会議員がこの値上げについての反対討論を行っております。しかし、それ以外の方の討論は一切ございませんでして、改めて私は議事録を見させていただいて、この場で発言をさせていただいているわけですが、県の広域連合の議会の中で、ほとんど質疑の通告もないんですね。たまたま日本共産党の市会議員がいたときにはありました。しかし、それ以外は質疑の通告もない。討論のときに、その討論も行われぬまま、議長はそれがないということで宣言して採決が行われておるわけですね。こういうことで本当に市民の皆さんの声が県の広域連合へ届いているのかというと、私はこれはなかなか

か問題が大きいのではないかなというふうに思います。

2つ目の理由でありますけど、先ほども申し上げましたように、高齢者を差別して、これまで、例えば健康保険に入っておられた扶養家族の方も75歳になりましたら強制的に入れられてしまうわけですね。こういう制度といいますのは、本当に保険料が青天井にどんどん上がっていく、こういう仕組みになっておるわけでありまして、こういう仕組みは、やはりやめていかなければならないというふうに考えております。

日本共産党といたしましても、こういった後期高齢者の制度の廃止を求めていますし、改めてこれを前の老人保険制度に戻して、高齢者の方々が安心して医療が受けられる制度にすべきだということを提案しておりますけれども、以上の理由でもって反対討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第59号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第60号平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 5番 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

私は、学校給食の問題につきまして、委員会でも質疑が行われております。それで、学校給食費を払えない生徒・児童は何人おるのかということをお聞きしましたら、委員長報告もあり

※
ましたけれども、363人もおられます。これ、例えば1クラス、仮に35人だとしますと10クラス全員が払えないと。私、これは本当にしっかり考えていかなきゃならない問題ではないかなというふうに思うわけですね。

これに対して答弁もございましたけれども、本当にそういった人たちの学校給食費の問題、義務教育の場でありますので、これこそ誰もが安心して学校に通えるようにしていくということが、教育の上からいっても私は本当に大事なことだと思います。しかし、答弁を聞いておりましても、まだそこら辺は状況を踏まえて必要ならばということで、率直に申し上げますと、そういうことに対して余り積極的ではない答弁がございました。

これについては、改めて私の意見を申し上げますけれども、なぜ給食費が払えないかという理由をお尋ねしましたら、1つは、この就学援助の対象になるところの非課税世帯に届かないぎりぎりのところの人たちが多いというふうに言われました。ですから、そういう点では、今ある就学援助の制度をしっかりと活用することとあわせて、この見直しを行って、充実させていくことが私は必要ではないかなというふうに思うわけですね。それからもう1つは、シングルマザー、ワーキングプアの方々が払えないということも状況をつかんでおられるわけですので、例えば多子世帯の方の学校給食費の軽減を図ることも、私こういうことも真剣にやらせていただくと、またこういう答弁があってもいいではないかなということを思いまして、以上の理由でもって反対討論にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第60号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第66号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 9番の庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 議席番号9番 庄田昭人です。

※ 後刻訂正発言あり

議案第66号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、質問をさせていただきます。

審議された委員長報告では、基金積立金についてと保険税についての内容であり、また、国からの支援分を基金に積み立てるような説明では納得できないというようなことで反対であるとあるが、今回の補正予算が否決になると国に返還しなければならない償還金がありますが、この償還金についての議論はなされたのかお伺いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 くまがいさちこ君。

○文教厚生委員長（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

議論はされておられません。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 9番 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 補正予算書44ページにある償還金2,910万円は、今回の補正予算であることは、説明では国に返還しなければならない、また期日があるのではないかと私は考えます。これが否決になってしまうと好ましくないような状況になるのではないのでしょうか。委員長報告にある問題となった支援分や基金を積み立てる部分など、委員の方が納得できない部分については修正案を出さなければならないというような、提出をするような意見はなかったのか、確認をさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 くまがいさちこ君。

○文教厚生委員長（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

償還金の項目については質疑もなく、その流れで修正案の話も出ておりません。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 議席番号15番、新生クラブ、若園五朗。

ただいま議長の発言許可をいただきましたので、国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する賛成討論を行います。

平成28年度の瑞穂市補正予算書の37ページをごらんください。

国保会計の補正予算の歳入について確認しますと、国保税や各交付金については、平成28年

7月本算定に基づく減収見込みや、平成28年度交付決定通知に基づく減収見込みなどを反映しての減額補正でございます。基金繰入金については、当初予算では2億円を計上しておりますが、約5,600万円を減額し、約1億4,000万円の基金繰り入れの枠となっておるところでございます。これは、平成27年度決算により繰越金が約3億9,700万円となったことでございます。国保税や各交付金を減額補正するに伴い、基金繰入金も減額補正となっている予算となっておるところでございます。

次に、歳出について説明しますと、後期高齢者支援金や前期高齢者納付金において、平成28年度納付額の決定に基づいての増額、介護納付金は社会保険診療報酬支払基金からの決定通知による減額補正したことで1,875万6,000円となっておるところでございます。諸支出金の償還金及び還付加算金2,890万円は、平成27年度の療養給付費負担金実績報告後の精算金により国へ返還するものでございます。また、基金積立金については、当初予算が9,100万円であったものを今回の補正で5,600万円を増額して1億4,700万円とし、基金へ積み立て可能な金額の枠をとったところでございます。

以上が平成28年度9月補正国民健康保険事業の歳入歳出予算の概要でございます。

今回の国民健康保険事業特別会計補正予算の賛成する理由は、次のとおりでございます。

健康保険は、国民健康保険のほかにも各種の制度があり、国民健康保険だけに市の税金を繰り入れることはできません。これは、国が地方財政計画に定める国民健康保険制度の運営の法律があり、市の一般会計から国民健康保険事業に繰り入れる制度であります。その範囲しか市税を繰り入れることができません。

国民健康保険事業の状況は、被保険者数は、平成25年度は1万2,781人、平成26年度は1万2,674人です。平成27年度は1万2,428人です。平成28年度は1万1,893人です。年々被保険者数が少なくなっていくのが現状でございます。平成27年度の決算額は60億1,620万2,000円でございます。平成28年度の9月補正後の予算は61億2,819万円でございます。これは、毎年国保の予算は増加傾向にあります。

また、平成27年度の国民健康保険事業の歳入歳出決算事業報告書によりますと、平成26年度の1人当たりの費用の額は30万9,918円、平成27年度の1人当たりの費用は31万6,808円です。年度対比1人当たりの額を見ても差額は6,890円で、このように年ごとにふえるところが現状でございます。これは、年々被保険者が減り、年々1人当たりの費用が増加する傾向にございます。これは加入者の年齢構成が高くなり、医療費水準が高くなり、所得においては年金受給者の加入が高いためでございます。所得に占める国保税負担が重いといった構造的な課題があります。そのため、国の法律によって、岐阜県においては平成30年から県単位による国民健康保険事業運営を県下一本化を図り、国保会計の安定を図るときに、瑞穂市の平成28年度9月補正国民健康保険事業を否定することはできません。

また、国保会計の単年度収支を赤字にすることもできません。国保の安定運営をするためには、基金を積むように努めることが大事であるということが報告でございました。これは1月、2月、3月に風邪等を引くことによりまして国保会計の運営ができなくなるということでございます。

本市の基金の積立残高は、現在は約5億円でございます。この額は、県内の他市町と比較いたしましても標準的な金額でございます。

以上により、今回の平成28年度の9月補正の予算61億2,819万円は、原案のとおり賛成とすることを討論いたします。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） おはようございます。議席番号17番、民進党瑞穂会の松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、議案第66号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算について、反対の討論をいたします。

先ほどは、若園議員からのお話がございました。保険の歳入歳出については、数年間のデータをもとにしてとのお話をされておりましたけれども、この補正予算書は、3億9,674万6,000円の繰越金をどのように配分するかという補正予算でございます。平成27年度瑞穂市歳入歳出決算事業報告書資料の国民健康保険事業特別会計の91ページには、国民健康保険税の1回目の納期限が7月末であることから、4月、5月——請求は6月、7月に来ます——の医療給付費の支出に財源がなく、保険税収入が間に合わないため、その際に運転資金として給付費のおおむね2カ月分となる4億7,000万円を現在基金に積み立てしているが、本市の保険給付費は、年間32億円を要していることから、その2カ月分で5億3,000万円となり、現在の基金残高ではやや不足しているため、早急に確保する必要があると記載されております。が、この4月、5月には財源がないと説明をしているが、実際には毎年5月、国・県から、交付金ですけれども、療養給付費負担金として歳入は2億5,000万円程度、そして平成27年度歳入歳出決算額集計表からもわかるように、これは情報公開でとりましたからわかりますが、共同事業交付金で1億円、一般会計繰入金で1億6,000万円の歳入があります。これは間違った記載であるし、基金の必要性も揺らいでいるということでございます。

私は、基金の必要額は3億2,000万円程度が妥当であると考えますが、仮にも市民部長の説明どおり、平成27年度国保会計において繰越金が3億9,674万6,000円あるにもかかわらず基金に積んでいない。積みなかった理由を聞きますと、積む判断ができなかったと市民部長が答弁をしています。このような対応で、市民に負託された国保事業を実施してもらっていると危機

感を抱かざるを得ません。

議案第66号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算案において、基金積み立てと基金から繰り入れる額が同額の5,577万3,000円です。基金が不足しているため、早急に確保する必要があると言いながら、同額では国保事業に積み立てるのか、取り崩すのか、据え置きとなるか、全くこの補正予算では方向性が示されていない。私は、積み立てる必要はないと判断するが、積み立てるのなら、基金積み立ての予算を組むべきである。安易に繰越金が3億9,674万6,000円も発生してしまい、その繰越金をどのように配分するのか、困ったあげくの苦肉の策としか考えられない。せめて保険税率の引き下げや保険税軽減策があるのなら別であるが、何も方針も持ち合わせていない。このような状態で国保事業を進めてもらっては賛成できません。

先ほどは、若園議員から賛成のお話がありましたけれども、賛成される議員の意見を聞いてみたいものであります。以上の理由から反対をいたします。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

委員長報告の否決に対する反対、原案に対する賛成の立場で討論をいたします。

私は、今まで国保会計につきましての議案に対しまして、何回か、全てではございませんが、反対してきたこともございます。随分悩みました。結論として、原案に賛成の立場で討論をいたします。

論点として2点申し上げます。

1点は、支援分6,000万円という発言がいっぱいあったんですが、正確には5,577万3,000円ですが、この使われ方についてです。補正の数字についてです。これを理由に反対討論をした委員は1人だけで、この支援分約6,000万円の使われ方が納得できないから反対であると反対討論として言われまして、その理由は、国からの支援分6,000万円——これは発言のとおりなんですが、5,500万円じゃなくて6,000万円、これは補正予算の37、38ページにあります——を、反対理由は、低所得者のために使わずに基金に積み立てる説明だったので納得できないというものでした。この6,000万円は、それまでの運営資金不足の立てかえ分に補填され、そうした使い方は国から認められているものと、この委員会の後の9月28日の一般質問のやりとりで説明されております。つまり、この補正予算書の中では、基金の取り崩し分の調整のための補正をしたのであって、結果的に基金はほぼ同額で、ふえてはいないということです。この補正予算書の数字上からは、基金が多過ぎるということは見られない、できないわけです。というのが私のこの補正予算に対する賛成理由の1つ目です。

生活困窮者に対する措置については別途、これは協議する必要はあると思っております。

2つ目に基金の話ですが、平成27年度国保会計の認定のときも、さっき全員賛成でしたけれども、それからこの補正予算の66号議案でも基金のことが言われております。さっき、決算認定のときに誰かが反対なさればちょっと賛成できたんですけども、誰も反対なさらなかったもので、討論されなかったので言えなかった。そして、この補正予算の中で基金のことが発言されておりますので、ここで基金について私の考えを述べておきます。反対討論の中ではないけど、質疑の中では基金が多過ぎるという質疑がございましたので。

先ほど申し上げましたように、補正予算の中では基金が多いかどうかというのが出てきませんので、ちょっとここでつけ加えさせていただきますが、基金としてこの額が必要かの議論です。これは2つの、さっき言ったように議案の中の両方で随分議論されました。執行部の説明は、質疑に対する答弁だけ発言するので、ばらばらなんですね、そのときそのとき。幾つも出てくるんです、必要だというのは。それでまとめてみました。そうしたら次のようになると思っています。

4つまとめました。1つ目、年度初めの4・5月分は徴収額がない状態なので、運転資金2カ月分、限度額として5億3,000万を基金と考えていると。これに対しては、今、松野議員の反論もございました。2つ目、流行疾患が発生した場合の備えとして基金は必要である。3つ目、運転資金不足が生じた場合、特別会計内の基金で補えるようにしておきたい。4つ目、私はこれが一番賛成しようかなというふうに自分の頭の中の軸が動いた理由なんですけど、平成30年度から県単位の財政運営になります。このときに瑞穂市の納付金が幾らになるか、年度末の2月ぐらいに示されます。このときに、現在の保険税額より高くなるおそれがあります。これが全く見えないわけです。それで高くなった場合、それかなり高くなってしまった場合に、市民全体の国保の税額をいきなり上げることができません。ですから、4つ目の説明として、激変緩和の財源としてとっておきたいという説明がございました。これは、瑞穂市国民健康保険運営協議会の中でも基金が多過ぎるんじゃないかという意見が出たときにこの説明がありまして、委員がちょっと様子を見ようかという結論になりました。私も、ここはこのように慎重に判断したほうがいいと、しばらくですが、結論です。

岐阜市が保険額を下げたという説明がありますが、岐阜市にそれほどゆとりがあったのか、それとも市長の政治的な判断だったのか、これは不明です。そういう場合もあり得るわけですから。

また、瑞穂市の国保税は資産割もあって高いという声が審査の中で出ました。私もよく聞きます。これについて調べたことがございます。私も高いなと思っていますので調べました。生活困窮者の方たちは本当に大変だと思います。調べた結果、資産割があって現金収入のない人から不満が出るのは当然ですが、資産割がないまちは、その分所得割とか他の税率が高くなっ

ております。また、県内42市町の国保税額、国保料となっているところもありますが、このランキングを調べてみますと、瑞穂市は県内のちょうど真ん中辺です。特別高くはなっていないんです。それから、資産割は県単位になって、当初は今のままでいくと言っていますが、後々は資産割はなくすという方向も聞いています。そうすると、所得割はもしかしたらふえるかもしれません。

結論として、もし一旦ここで基金を取り崩して下げたとしても、県単位化がもう目の前ですので、納付金の額によって現在より大幅に、基金を取り崩しちゃえば、徴収することにならないとも限りません。

今1点つけ加えることをお許してください。

文教厚生委員会というのは大変議案も多く、特にこの国保関係の議論は、質疑、答弁が多いけれど、このやりとりを、その場で私が司会をやっているわけですが、その場においても、そしてこの委員長報告を作成するについて、後から精査する場合も大変困難をきわめます。まず質疑の言葉の明確化、論点の明確化が少ないというか、ないとは言いませんが、非常に判然としません。それで、私が第1回目のときに言ってとがめられたように……。

〔「そんなことは関係ない」の声あり〕

○16番（くまがいさちこ君） 関係あります。

〔「あらへん」の声あり〕

○16番（くまがいさちこ君） 関係あります。

〔「何を言っているんだ」の声あり〕

○16番（くまがいさちこ君） それで、どなるのはやめてください。女の方は男の方が大きい声でどなったら怖いんですよ。どなるのは禁止です。議長、ちゃんとしてください、やじに。

〔発言する者あり〕

○16番（くまがいさちこ君） あります。委員長報告を作成したのは私ですから。

○議長（藤橋礼治君） 静粛にしてください。

○16番（くまがいさちこ君） 男の方たちは、大きい声でどなるのはやめてください。御意見は承ります。普通の言葉で言ってください、十分聞こえていますから。おどしですよ、どなるのは。

〔「おどしじゃない」の声あり〕

○16番（くまがいさちこ君） 委員長は発言したらいかんと、今の意見はこういう意見ですねと確認したのに、それもとめられ、協議会でも、話し合いですね、協議会は。一々自分の席でやれと言われましたが、この委員長報告、特にこの66号は何を質疑しているのかわからない。それに対して答弁するわけですから、また答弁がずれるのラリーを整理するので非常に大変で、事務局と担当課に多大な労力と時間をおかけいたしました。

よって、この場をおかりしてお願いします。委員長の議事整理する発言は、今までどおりです。今までの委員長さんのとおり認めていただきたい。これによって論点の明確化、整理、そして深化、深化というのは掘り下げて議論することですね。それからいろんな方面から議論できること、今、庄田議員からもありましたが、ちょっと私は気がつきませんでした、もし気がついていれば、委員長としてそれも出せるわけですね。それは本当に必要なことだと思います。ですから、そのような多様な論点の議論の保障のためにも、今までどおり、委員長が議論を整理するための発言は認めていただきたいと。

〔発言する者あり〕

○16番（くまがいさちこ君） 私も皆さんの前で2回言われたんですから。

〔発言する者あり〕

○16番（くまがいさちこ君） いいえ違います。

委員長報告作成について、大変担当課にも議会事務局にも、照らし合わせるときに、だって、皆さんわかっていらっしやらないんですから。3人で頭をつき合わせて、これはこういう意味ねというのをやりました。迷路のようでした。後で大変です、そのときに整理していかないと。

ということで、以上、原案に賛成、委員長報告に反対の討論をさせていただきました。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

私は、原案に反対という立場で討論に参加したいというふうに思いますけれども、まず、決算報告で3億9,700万円、約4億円弱の黒字の繰越金が出てきたわけですが、なぜこれがそのような多額のものになるのかと、例年に比べても多過ぎる。その理由ははっきりしていると思うんですね。これは説明がなされておりますけれども、やはり国からの支援金1,700億円、これは使われておりません。したがって、この分が瑞穂市としては6,000万円あるわけですが、それが繰り越しの中に入ってくる。したがって、これが例年になく繰り越しがふえるという原因になったことははっきりしているというふうに思うんですね。

この補正予算との関係でいいますと、これほど大きくなった繰り越しですが、その原因になった1,700億円、この瑞穂市では6,000万円ですが、これはそもそも何のための支援金かということですが、低所得者の対策として来ておる支援金でございます。一般的な保険者に対する支援ではなくて、低所得者対策として来ておるわけですので、そのように活用して、これを保険税の引き下げに行うというのが当然のことではないのかなというふうに思うわけですね。

今度の補正予算については、そのような使われ方ではありません。したがって、私は反対の立場を表明させていただきたいと思います。

最後に一言申し上げたいと思いますけれども、なぜこの国民健康保険税がこれだけ議論になるのかということを感じるわけですが、何とんでも国民健康保険税が高過ぎる。市民の皆さんの暮らしを大きく圧迫している。その証拠が、一般質問でも答弁がありましたけど、国保の加入世帯の5世帯に1世帯のところで保険税が払われていないんですよ。滞納になっておる。これは納める人の道德の問題、マナーの問題だけでは済まないと思います。悪質な滞納者ということももちろん一部にはあると思いますけれども、それが主な原因ではないんですね。これははっきりしておると思います。したがって、この高過ぎる国民健康保険税は、市民の皆さんの命・暮らしを守っていく大切な社会保障制度ですので、これを維持していくためにも、発展させていくためにも保険税を引き下げる、このことなしに健全な国民健康保険税の事業の発展というのはないということを申し上げまして、私の討論とさせていただきたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、否決です。したがって、原案について採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

これより議案第67号平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

たびたびここで発言させていただきますので、手短にさせていただきますと思います。

先ほども私、後期高齢者の問題については発言をさせていただきましたので、簡潔に申し上げますと、同様の理由でこの補正予算にも反対でございます。

ことし、28年度につきましていいますと、保険料が上がるわけですがけれども、これを調べてみましても、これはホームページを見るとわかりますわね、議事録が載っております。その様子がわかるわけですがけれども、本当に議論されていないですよ。私は、これで果たしてこの後期高齢者が定着していると、こんなことは絶対言えないと、私は改めて強く申し上げまして、反対の討論をさせていただきますと思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第68号平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

※
先ほど私、特別会計のところでも申し上げましたがけれども、給食費を払えない方が363人、児童・生徒がお見えになるわけですので、やっぱりこれを本当に最優先にやらなければならない課題だというふうに思います。したがって、こういったことが配慮されない、また後回しにされる、こういう補正予算は、やはり賛成はできないということを申し上げまして、以上

※ 後刻訂正発言あり

で終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。11時から再開をいたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時01分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいま小川理君から発言の訂正の申し出がありましたので、説明を求めます。

5番の小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

※
先ほど、私の発言の中で、学校給食の未納について363人と発言いたしましたけれども、これを訂正させていただいて、363件とさせていただきたい。発言の訂正でございますが、よろしくをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 会議規則第65条の規定によりまして、許可をしました。

日程第18 議案第55号から日程第21 議案第65号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第18、議案第55号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第21、議案第65号平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

これらについては総務委員会に審査を付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

議長のお許しをいただきましたので、これより総務委員会委員長報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました4議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委

※ 訂正発言

員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、9月21日の午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、政策企画監、会計管理者及び所管の部課長等、また一般会計の決算と補正予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に、要点を絞って報告します。

まず初めに、議案第57号平成27年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

本案については、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、実質収支調書のうち翌年度へ繰り越すべき財源の内訳はとの質疑に対し、継続費通次繰越額は9,454万2,520円で、内訳は牛牧小学校校舎整備事業、中学校教室空調機器整備事業等であり、繰越明許費繰越額は2億7,800万4,000円で、内訳は地方創生加速化交付金事業、情報セキュリティ強化対策事業、保育所施設整備事業、野田橋歩道整備事業等であるとの答弁がありました。

また、雑入において、今後自主財源を確保するために検討していることはとの質疑に対し、ごみ袋の広告掲載料などで財源の確保に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、現在の徴収率、滞納処分の状況はとの質疑に対し、市税収入額、徴収率、滞納処分額は前年度より向上しているとの答弁がありました。

また、防犯費がふえた要因についてはとの質疑に対し、瑞穂・本巣・北方地区防犯協会負担金がふえたためとの答弁がありました。

また、防災費の防災士研修講座受講負担金について、平成25年度より受講人数が減っているが、今後有事の際、防災対策の知識を身につけた方に活躍してほしい。市としてはどのように考えているのかとの質疑に対し、平成25年度は、県の防災リーダーの研修が市の総合センターで開催されたこともあり、多くの方々が受講された。今後は、消防団員、総務課職員に受講を促していきたい。地域の方々へは自治会自主防災組織の防災士の取得補助を広報等で周知していきたいとの答弁がありました。

また、岐阜市消防本部派遣職員負担金が消防費雑入の項目で受けていいのかとの質疑に対し、現段階ではこちらの項目で受ける考えである。その他団体への職員派遣の負担金についても雑入で受け入れているとの答弁がありました。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第65号平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）を審査しました。

本案については、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見

はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、瑞穂市シルバー人材センターはいつから公益社団法人になったのか。また、市としては今後どのようにしていきたいのかとの質疑に対して、ことしの4月1日から認定された。また、今後についてはホームページを立ち上げたので、そこから仕事をふやして会員をふやしていきたいとの答弁がありました。

また、地方創生寄附金の活用目的についてはとの質疑に対し、J R穂積駅北の看板等、市のPR活動に使いたいとの答弁がありました。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第55号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、15名増加しているが、この15名の内訳はとの質疑に対し、15名は女性消防班の枠であるとの答弁がありました。この答弁を受け、男性団員もふえれば定数が変わるのかとの質疑に対し、各分団の人数は弾力的に運用している。今回の定数についてはこの人数で運用していきたいとの答弁がありました。

また、入団者の資格について年齢制限はとの質疑に対し、市の条例で18歳以上の方が対象となっているとの答弁がありました。

また、条例の中で女性という言葉が含まれていないのはとの質疑に対し、条例の中では含まれていないが、規則の中で女性消防班とうたわせてもらうとの答弁がありました。この答弁を受け、他市町の事例はとの質疑に対し、近隣市町の女性消防団の組織について調査をし、市は女性消防班で運用していくのが適当と判断したとの答弁がありました。

また、今の消防団は操法大会に向けての思いが強く、地域のことを考えるなら女性を入れていったほうがよく、将来的に条例の文言に加えるべきではとの質疑に対し、女性の入団を断っているわけではない。市としても分団に女性が入ってもらうことは問題ないとの答弁がありました。この答弁を受け、なおさら明記すべきではとの質疑に対し、今回は立ち上げたばかりだったので女性消防班という形にしたが、継続的に維持できると判断すれば、将来的には女性分団といった組織が確立すると考えているとの答弁がありました。

また、現場では女性の力は不可欠で、条例の部分で男性・女性と分けること自体がどうかとの質疑に対し、条例の中で男性・女性の区分はないとの答弁がありました。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第56号瑞穂市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、今回の改正は消防団の定員増加によるものか、また、入団者の資格の改正がないのはとの質疑に対し、水防団については資格の要件はなく、

消防団員が水防団員を兼ねるためとの答弁がありました。

また、消防団と水防団を一緒にしているが、実際出動できる人は限られている。今後出動できる人を分けるのは、との質疑に対し、平日の昼間出動できる人は少なく、地元の方や女性を中心に組織をつくったほうがいいと思う。専門的なことについては地元の業者に要請する体制を検討したいとの答弁がありました。

また、消防団ＯＢの方で自主的に協力したいという意見がある。各自治会を通じて地域の体制を考えることが大切である。災害時他市町からの要請は厳しいので、市内業者に育成・保全ができる仕組みづくりをお願いしたいとの意見に対し、来年度の消防操法大会で消防団ＯＢの方にも協力をお願いしたい。自主防災組織の運営についても消防団と一緒に検討していきたい。地元業者の育成については、入札制度で総合評価方式を検討しているとの答弁がありました。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。総務委員会委員長 森治久。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第55号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第56号瑞穂市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第57号平成27年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 5番 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

最初に、私は要望も含めて1つだけ申し上げたいと思いますけれども、不用額ですけれども、不用額は約6億円になるわけですね。ですから、その不用額の調書を今後はぜひ提出をしていただきたい。全部というわけではなくてもいいと思いますけれども、一定の基準を設けていただいて、例えば予算額の1割だとか、また5%以上の場合には、なぜ不用額になったのかと、こういう調書を出していただきたい。これは要望を含めてでございます。

以下、反対の理由を申し上げます。

市民の皆さんの要求とか、こういうものを反映して前進をしておるという面も私はあるというふうに思います。小学校のエアコンの設置事業などもそうだと思うんですね。それから、戦後70年を迎えまして平和推進事業が行われておりますけれども、これも本当に非核平和都市宣

言としての瑞穂市として大切な事業だというふうに思います。

しかし、一方、本当に誰もが安心して住み続けられる瑞穂市になっているのかと、あるいは若い人たちがふえておるといいますけれども、若い人たちが希望を持って働き、暮らしていける瑞穂市になっているのかという点では、なお、もっとやらなきゃならない、もっとできることが私はあったのではないかなというふうに思います。それが、例えば待機児童の問題がこれだけ大きな問題になっております。こういう問題も本当に、私はこれに対してもっともっとやるべきことがあったのではないかなというふうに思うわけですね。

それから、もう1点だけ申し上げますけれども、高齢者の外出支援も、さきの一般質問でもいろんな方も質問されておりますけど、これは今に始まったことじゃないんですね。そういう声がありながら、こういう問題をどんどん先延ばしにしてきたのではないかなと私は思うんです。待機児童もそうですし、高齢者の外出支援もそうですね、本当に死活問題だと思います。待機児童の問題といたらお母さん、お父さん、子供を産んでも保育所に預けられなきゃ生活ができていかない、そういう問題だと思いますし、それから高齢者の外出支援でも、高齢者が身動きできなくなってしまうたら、本当に大変なことになると思うんですね。今でも車を持たない高齢者やら、あるいは車がない高齢者だけの世帯、どんどんふえておるじゃありませんか。

そういうことを、私はもっとやることはたくさんある。そういう点で決算についての反対の立場から討論させていただきました。ありがとうございます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第65号平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議案第65号の件でございます。

先ほど委員長からありましたように、14ページでございますけれども、地方創生寄附金の活用の目的の中で、これはＪＲ穂積駅北の看板等と言っていますけれども、これはＪＲの敷地といますか、ホームのところにも看板がずっとたくさんあるんですけど、それではなくて、どこか市道とか何かにこれを設置するという意味でよろしいかということ。

それからもう１点は、これは補正予算ですので、27年度の決算からいきますと、差し引き12億9,173万円のプラスとなって、最終的には実質収支は9億1,919万円となっております。27年度の決算の事業運営については適切だったというふうに評価をさせていただきますけれども、その9億幾らの余剰分の2分の1を基金に積むか、あるいは借入金を消化する。これは法的に決まっておりますので、そのようになっておるわけですが、例えば補正予算書の17ページには基金の積立金という項目があって、内訳としては財政調整基金と公共下水道事業に、基金となるわけですが、この財政調整基金に2億円積んでいますね。これは何らかの目的があってそこへ入れたのか、何か根拠があるかということです。それから、下水に至っては1億円積みましますが、全く地元との話し合いができていない中で、進捗がない中でどうして1億円を積み立てているのか。そういうことについて、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 議席番号8番 森治久です。

ただいま松野議員のほうから、まず１点は、今の地方創生の寄附金のほうですね、こちらで何に使うのかということで、そのような駅の周辺の看板、南には確かにございます。それで、執行部のほうから御説明いただいたのは、駅北には富有柿等の発祥の地であるという瑞穂市をPRする看板がないというようなことでございましたので、そちらの看板の設置等に、またPRに使わせていただきたいという御説明をいただきました。それに対しての委員の皆さんから意見はございませんでした。

また、もう１点の質問でございます一般会計の基金積立費のほうですね。こちらにおいても委員の皆さんから御説明をいただいた中で、そのような討論、また意見等は出ておりませんので、報告をさせていただきます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 5 番 小川理君。

○5 番（小川 理君） 議席番号 5 番、日本共産党の小川理でございます。

今回の一般会計の補正予算に反対の立場から討論を行いたいと思います。

今度の一般会計の補正予算は、国からの交付金、あるいは繰越金を活用して、そのお金の使い方が、私は賛成はできないという立場から討論に参加したいと思います。

道路の補修など提案されております。これは本当に市民の皆さんにとって生活に密着したものでありますし、なくてはならない必要なものだと思います。同時に、私は本当に繰り返し申し上げますけれども、今、瑞穂市が抱える保育所の待機児童の問題、これは、ことし10月からお子さんの子供の医療費が高校卒業まで拡大をされたわけですが、しかし、そういういいことをやっておっても、保育所の待機児童の問題があれば、本当に若い人たちにとっては住みにくいまちになってしまうのではないかなと思うんですね。幸いにも、この瑞穂市は名古屋にも近い、岐阜からは電車に乗って二十何分で行ける、しかも土地も安い、こういうことで若い人たちがふえておりますけれども、しかし、どこの市町も、今本当に若い人たちの子育てを応援するわけですね。そういう中で、何で瑞穂市だけ待機児童があるのかと。県下でも一番大きな話題にもなっておるわけですね。こういう問題を本当に真剣に解決していく点では、この補正予算でもそういう点はありませんので、私は一刻も早くこれを進めていただくということを申し上げまして、反対討論とさせていただきますと思います。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 発議第5号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第22、発議第5号チーム学校推進法の早期制定を求める意見書を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

10番 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番、公明党の若井千尋です。

藤橋議長よりお許しをいただきましたので、意見書を提出させていただきます。

清水治議員、若園五朗議員、若園正博議員に御賛同をいただきまして、チーム学校推進法の早期制定を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

チーム学校推進法の早期制定を求める意見書。

グローバル化や生産年齢人口の減少などの社会や経済の急速な変化、学校現場が抱える課題が複雑化・多様化する中、貧困問題への対応や保護者などからの要望への対応など、学校に求められる役割が拡大し、学校や教員だけでは解決できない課題が増大しています。それに伴い、教員の勤務実態に関する国内外の調査からも、我が国における教員の長時間勤務の実態が明らかになっており、待ったなしの改革が必要です。

教員が、総合的な指導を担う日本の学校の特徴を生かしつつ、複雑化・困難化する課題に対応できる「次世代の学校」を構築していく必要があることから、下記の項目について強く要望します。

1. 教職員体制の整備充実を図るとともに、専門職員や専門スタッフなどが学校運営や教育活動に参画していく「チーム学校」の実現を図るため、チーム学校推進法を早期に成立させること。

2. 教員が担うべき業務に専念し、子供と向き合う時間を確保するため、学校や教員が携わってきた従来の業務を不断に見直し、教員業務の適正化を促進すること。

3. 部活動は、教員の負担軽減を図りつつ、部活動の指導を充実させるため、休養日の設定を徹底した上で、地域のスポーツ指導者や引退したトップアスリート、退職職員、運動部や文化部所属の大学生など、地域の幅広い協力を得て行えるよう、環境整備を進めること。

4. 教員の長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進するため、国は定期的な実態調査の実施やメンタルヘルス対策の推進を図ること。

なお、提出先は、安倍晋三内閣総理大臣、松野博文文部科学大臣、高市早苗総務大臣。以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出をさせていただきます。

皆様には、御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第5号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

今のチーム学校推進法の早期制定を求める意見書について質問させていただきます。

この文面の中で、上から六、七行目、教員が総合的な指導を担う日本の学校の特徴を生かしつつと書いてあります。この総合的な指導を担うと、ちょっと具体的にどのようなことを総合的な指導を担う学校を日本の学校の特徴と言っているのか、教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） ただいまの鳥居議員の御質問にお答えをします。

私がこれを考えるに、学校の先生、教員さんが学業を教えることとか、また、今趣旨文に書いてありましたけど、いろいろ生徒・児童さんの御相談事を受けること、また、私の知り合いなんかでいいますと、本当に部活動なんかを教えておられる先生が休日を変更して休みもなく、バスの送迎であったりとかいろんなことをされておられる姿、また現実を見たり聞いたりしておることを含めて、やはり今の学校の先生が、本当に総合的、学問だけ教えているということではなくて、いろんな形で携わっておられることが総合的な、昔からそうではないかなというふうに思うんですけれども、そういったことだと解釈しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 具体的に、2番目に教員が担うべき業務に専念しとあります。まさにこの部分が私は大事だと思ひまして、この総合的なという言葉自体が非常に今の学校教育を問題、または本来すべきことを曖昧にしていると思いますね。ですから、ここに書いてある教員が担うべき業務に専念し、この部分をきちっと明らかにする必要があると思います。そういう意味で、この総合的な指導を担うという部分は、逆に何をするのかわからないという懸念がありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） ただいまの鳥居議員の御質問にお答えをします。

しかし、私の観点というか、私の考え方で恐縮ですけれども、間違っているかもしれませんが、今お話ししましたように、本来学校の先生のお仕事というのは学業を教えていくことが一番ではないかなというふうに思いますが、総合的な教育という部分に関しては、先ほどお話

ししたように、それ以外に携わっておられることが非常に多いと。さらには担任等を持たれておられる先生方の児童さん・生徒さんの悩み事であったり、また冒頭でもお話ししておるように、社会情勢、またグローバル化ということで、本当に海外との情報とかも考えると、日本独自でやってきた教育スタイルが全て正しいかという、そのことによって教員の方に負担が非常に多い。であるから、総合的なということは、やはり本来のお仕事以外のこともたくさんやっておられたという日本の教育の現場と、そこで御指摘があった教員が担うべき業務を専念しということは、本当に学業なら学業に携わることが大事ではないかなというふうに思うことでございます。

文言が足りない部分があるかと思いますが、国に対して要望すること、また当市の現状、抱えておる問題も、少しでも解消できるように国に働きをかけるという意味合いの意見書でございますので、今お話ししましたように、言葉が足りないこともあるかもしれませんが、現状の総合的な教育と、さらに専門特化していけるような教育の体制ができることが早急に必要であるということで、こういった内容で出させていただきます。御理解のほど、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○４番（鳥居佳史君） その下に書いてある記のところで、従来の業務を不断に見直し、教員の業務の適正化を促進する。私もこれは非常に大事なところだと思います。それで、従来の業務を不断に見直す、主にどのようなところが不断に見直すべきだと思いですか。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○１０番（若井千尋君） ただいまの鳥居議員の御質問にお答えします。

私も全く同じような考えを持っております。ですから不断、今の教員、また先生のお仕事が非常に多忙をきわめておるといえるのか、わかりやすく言うと守備範囲が非常に多いということが従来の業務だというふうに思います。不断ですから、絶え間のないような状態で続いていることを見直していくという意味合いを持っております。教員の業務の適正化を推進していく、現状おっしゃるとおり、本当に今のままでは、やはり学校の先生の負担が大変に重いということで、それを専門にできることは専門が特化していけるような、そういったことの思いで、このような文言で書かせていただいております。を御理解ください。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○４番（鳥居佳史君） 私は、その業務を見直すべき点の大きいところは、事務業務と聞いております。いろいろ教員の先生からお話を聞く中で。つまり、報告書とか、研修をやってその報告、研修をするための準備。本来、子供たちに接して子供を育てるという業務以外の事務的な

業務が多いというふうに解釈しますけれども、その点はいかがだと思いますか。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） ただいまの鳥居議員の御質問にお答えします。

私は、教育現場に直接携わったことはございませんし、またPTA等の役員もやったことはありませんけれども、子供を3人育てておりますし、今、孫もおりますけれども、全く今おっしゃるとおりだというふうに思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

発議第5号ですけれども、チーム学校推進法の早期制定を求める意見書でございます。

これはまだ、現在、衆議院といたしますか、国のほうでこの法律について多分審議をされているというふうに解釈してよろしいですね。これについての意見書を出すということです。

ホームページ等でずうっと他市町の自治体からの意見書を見ましたら、ほとんど全く同じような文言で意見書が出ておりますけれども、申しわけないですけれども、悪いですけど、若井さんは政党にいますから、そこからのある程度のそういったお話でこういった意見書を出されているのかということを確認したいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） ただいま松野藤四郎議員の御質問にお答えします。

政党の地方議員でございます公明党の議員でございますし、また、ある意味政党というのは政策集団でもあるというふうに思っております。

今、教育現場が抱えておる問題に対しまして、政党として、文言、今回は全く同じでございますけれども、私自身は当市の問題も少なからず当てはまることが多いということと、そして、冒頭にお話ししましたように、意見書という性質は、文言の足らない部分もあるかもしれませんし、また皆さんが携わっておられる中において、もっとこうしたらいいなということもあろうかとは思いますが、やはり学校の教育現場の教員の先生方の御負担、そういったことを考えたことによって、中身は極端な、色濃くされておるような問題ではないというふうに思っておりますけれども、やはり現状を踏まえた上で、さらにいろんな他市町から出てくることも非常に大切なことやというふうに思いますけれども、御質問の内容が政党からの部分であるかというふうにおっしゃれば、考え方とか、それから方向性は同じようなことで御理解いただきたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） インターネットで調べましたら、北海道のある自治体でございますけれども、ほとんど文面が一緒でしたので、これは多分政党からの意見かなということを感じたわけです。そのようなお答えというふうに解釈をさせていただきます。以上で終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

今回提出されておりますチーム学校推進法の早期制定を求める意見書に対して、反対の立場から討論を行います。

これは、先ほども若井さんが言われましたように、このチーム学校推進法というのは、現在、自民党と公明党の議員立法で提案をされておりまして、現在、国会では継続審議になっておるものです。

私は、これについてなぜ反対かという理由について申し上げたいと思いますけれども、この提出されておりますチーム学校推進法の法案の19条というところがございます。これはインターネットで見るとわかりますけれども、この19条がこういうふうになっているんですね。国及び地方公共団体は、校長がチーム学校運営並びに学校の教職員等と学校の関係者等との連携及び協働の推進を円滑かつ適切に行うことができるよう、ここからがちょっとね、校長に対する必要な権限の付与その他必要な施策を講ずるよう求めるとするというのが、私はこれでは賛成はできないなと。

その理由ですけれども、先ほど来、教職員の負担が大きい問題が出されておりますけれども、これをそのままやりますと、校長の権限が強まるわけですね。校長の権限が強まって、その管理教育がさらに行われる可能性が高いです。それでは今の教職員の皆さんの問題を解決することはできないのではないかと思うわけですね。同時に、ほかにもこういった問題もあります。学校運営協議会の設置の問題も同様の理由であります。

簡単でありますけれども、私、この若井さんが出されました意見書の1項を削除していただければ賛成できるけれども、これを削除すると意見書にはならないと思うものですから、私は反対という立場で討論させていただきました。どうかよろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決いたします。

発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第23 発議第7号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第23、発議第7号臨時国会でT P P協定を批准しないことを求める意見書を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

5番 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

今回提出させていただきました意見書に対する趣旨説明を行わせていただきます。

以下読み上げまして、提案にかえさせていただきたいと思います。

なお、発議者は私、小川理でございますが、賛成者は鳥居佳史議員、それからもう1人、くまがいさちこ議員も賛成をしていただきまして、提出をさせていただいております。

意見書でございますが、読み上げますと、安倍政権は、臨時国会でT P P協定を批准させようとしていますが、参議院選挙で農業を基幹とする選挙区において、野党統一候補が勝利したことに見られるように、T P P反対の国民の意思は明らかです。

さきの通常国会では、交渉過程を示した資料はタイトルと日付以外は全て黒塗りで、国民への説明も情報公開も十分ではありませんでした。

その不十分な情報のもとでの審議ですら、①T P P協定には関税の撤廃・削減をしない除外規定が一切存在をしないこと、2つ目、附属書で、日本だけが農産物輸出大国5カ国との間でさらなる関税撤廃に向けた見直し協議が特別に義務づけられていること、3つ目、一切手をつけなかったという155細目も、品目で見れば無償のものはただ一つもないという事実を石原T P P担当相、また森山農林大臣は認めざるを得ませんでした。

これらの内容が、農林水産物の重要五品目などの聖域を最優先とし、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする事とした国会の決議に違反していることは明らかです。

また、T P P12カ国で国内手続を完了している国は一つ也没有。特にT P P協定の発効にはアメリカの批准が必須ですけれども、アメリカの動向は両大統領候補がT P P反対を表明するなど、ますます混迷を深めており、T P Pの発効自体が危ぶまれています。このよう中

で、日本が先んじて批准すべきではありません。

よって、臨時国会でＴＰＰ協定の批准は行わないことを強く求めます。

提出先、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿。

地方自治法第99条の規定に基づく上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定により提出をいたします。

なお、補足説明も行わせていただきたいと思います。

昨年12月、このＴＰＰに関しましては、瑞穂市議会で意見書が全員賛成で可決をされております。これは私も資料をいただいておりますけれども、ＴＰＰ交渉結果の情報開示と万全な国内対策を求める意見書というものであります。この中で言われておりますのは、その表題のとおり、情報開示が非常に不十分と。そういうもとで、これは慎重に審議をすべきではないかという意見書だと思うんですね。

しかし、この審議が行われましたことしの通常国会で、この情報開示がしっかり行われたのかというと、先ほど私、意見書の提案ところを読みましたが、全く黒塗りの資料が、日付とタイトルだけ出てきて、あとはもう真っ黒けということだと思うんですね。ですから、何らこういう点では交渉を明らかにするということではございません。

こんなもとの、この臨時国会で批准することはしないということを求める意見書は、本当に、私は農業関係者だけではなくて、多くの国民の皆さんの期待に応える、そういう意見書ではないかなと思うんですね。ですから、ぜひ皆さんの御審議をよろしくお願いしたいというふうにお願いをいたしまして、提案説明にかえさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第7号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席ナンバー4番 鳥居佳史です。

臨時国会でＴＰＰ協定を批准しないことを求める意見書、私自身が賛同者になっておりますけれども、この文面の中に書いていない部分について質問をさせていただきます。

ＩＳＤＳ条項というのが、このＴＰＰの協定には含まれていると思います。そして、そのＩ

S D S 条項というのは、皆さん御存じだと思いますけれども、ちょっと説明をさせていただきたいと思いますが、Investor-State Dispute Settlement、つまり投資家と国家の紛争を調停する。つまり、これはどういうことかという、例えばT P P を発効すると、アメリカの投資家が日本にいろいろ市場を求めて商売しにやってきます。そこに当然いろいろもめごと、紛争が発生します。投資したけれどももうからないよという話ですね。そうすると、それぞれ投資家が日本国に対して訴えることができる。そういう訴えがあったときに、国際仲裁機関によってこれを審査して裁定する。これが I S D S 条項ですね。

今回、ホームページからT P P の条約をプリントアウトすると、何と1,000ページぐらいになります。1,000ページというのは、A 4 の冊子一束500ページですから、あれ2束分です。国際条約の制定で、そんな分厚い条約の内容のものは、今までありません。なぜそんなに1,000ページもの条約の内容になっているか。その多くは、このI S D 条項にかかわる投資家が不利を、もうからなかったときに、この国際仲裁機関での裁定にかかわる文章の多くがそこの中に入っているからです。

実際に、N A F T A とかF T A、アメリカがカナダ、メキシコとN A F T A を提携しています。実際にこのI S D 条項によってカナダ、メキシコ国家は負けています。何百億というお金を国家が払っています。

韓国とF T A、アメリカは結んでいます。韓国においても、何億、何十億という賠償を払われています。

アメリカは、国を相手にこのI S D 条項で訴訟をして、アメリカの企業は一度も負けていません。負けない理由があるからです。それは、裁判の判定するメンバーが3人です。判定する人は、訴える投資家、まあアメリカでしょう。アメリカの企業から1人、訴えられた日本から1人、もう1人は、この調定をする国際投資紛争解決センターから1人出します。この国際投資紛争解決センターは世界銀行の資本下にあります。世界銀行は、ほとんどアメリカの投資家企業によって出資されています。ですから、2対1に基本的になるわけです。この構成でもって、今紹介しましたように、今まで全ての事例においてI S D 条項に沿って訴えられた案件については、訴えられた国が全て敗訴しています。

このようなI S D 条項がこのT P P に入っていると思うんですけれども、そういう認識でよろしかったでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 簡潔にお答えをしたいと思います。

全くそのとおりだというふうに思います。T P P 協定は関税を撤廃する、それだけではなくて、非関税障壁をも取り除くことが原則になっておりまして、そのために今のような、アメリカが、とりわけ多国籍企業と言われるんですけれども、自分にとって不利益ということになり

ますと、それを裁判で訴えることができることができるわけですね。これが I S D 条項であります。

例えば、遺伝子の組み換え問題が大きな問題になっていますけれども、日本では表示が義務づけられておりますけれども、ところがアメリカではそうではないですね。そうしますと、こういう遺伝子の組み換え、表示義務を負わないアメリカの多国籍企業が、名前は言いませんけれども、有名な企業がありますよね。これが自分の不利益をこうむったということで、今言われました国際投資紛争解決センターに訴える。こういうことになりますと、たちまち日本はこの訴えによって表示義務を取り除かされてしまう、こういう危険性が大変大きいというふうに思います。

これは、今言いました遺伝子の組み換え食品の表示義務だけの問題ではありません。私たちの身近なところでも、例えばこの瑞穂市の条例、具体的には言いませんけれども、これも邪魔だということになりますと、これが訴えによって取り除かされてしまう。そういう問題でありまして、この問題は、先ほども言いましたけど、農業者だけの問題ではありません。食料の安全の問題、それから雇用、地域経済の問題、こういうものを多国籍企業によって、その利益によって踏みにじられてしまう、こういう T P P 協定になっているということを申し上げまして、答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） これで質疑を終わります。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6 番（杉原克巳君） 実は、この意見書につきましては、この臨時国会できょうから予算委員会、衆議院で2日間の審議がされます。今まで小川議員からもお話がありましたように、ブラックボックスの点が多々ありまして、今回は、その内容というものも明らかになってくると思いますが、私はこの意見書につきまして、賛否の的確な判断が、私が持っている材料の中でできませんもんで、棄権をさせていただきたいということで、退席をさせていただいてよろしいか、議長、お伺いいたしますが、いかがですか。

○議長（藤橋礼治君） どうぞ、許可します。

〔6 番 杉原克巳君 退場〕

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8 番（森 治久君） 私もこの T P P の意見書でございますが、今の御説明の中で、意見書の中でアメリカの動向のことも触れてお話がございました。アメリカがこの協定に批准しなければ

ば、これも大きく方向性等々も含めて変わるのかなということを考えますと、今、この現時点でこれに賛否を問うことが私もできませんので、棄権をさせていただきます。以上です。

〔8番 森治久君 退場〕

○議長（藤橋礼治君） これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決します。

発議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立少数です。したがって、発議第7号は否決されました。

〔6番 杉原克巳君・8番 森治久君 入場・着席〕

日程第24 閉会中の継続調査申出書について（議会運営委員会）

○議長（藤橋礼治君） 日程第24、閉会中の継続調査申出書について（議会運営委員会）を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、平成28年度意見交換会について、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第25 議員派遣について

○議長（藤橋礼治君） 日程第25、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣についてを会議規則第169条の規定により提出しております。内容については2件ございます。

議会事務局長より説明をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、2件説明いたします。

まず1件目は、平成28年10月19日と20日の2日間、全国市議会議長会主催による研究フォーラムが静岡県静岡市の静岡県コンベンションアーツセンターグランシップ大ホールにて開催さ

れるため、議員全員を派遣するものです。

研究フォーラム初日には、「二代表制と議会の監視機能」と題する基調講演、パネルディスカッション及び意見交換会が開催され、２日目には「監視権をいかに行使すべきか」と題する課題検討及び視察が行われます。

視察先は、静岡市の都市再生整備計画事例視察や富士宮市などの文化財活用事例視察など、５つあるコースから選択するものです。

２件目は、平成28年11月２日に中濃十市議会議長会主催の議員研修会が美濃市で開催されるため、議員全員を派遣するものです。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上の２件につきましては、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり、派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任を願います。

閉会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成28年第３回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

閉会 午後０時12分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年9月30日

瑞穂市議会 議長 藤 橋 礼 治

議 員 若 井 千 尋

議 員 清 水 治